

公立大学法人大阪市立大学
理事長 西澤 良記 様

大阪市情報公開審査会
会長 小谷 寛子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成22年 8 月11日付け大市大商第16号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

第 1 審査会の結論

公立大学法人大阪市立大学（以下「実施機関」という。）が、平成 22 年 6 月 16 日付
け大市大商第 9 号により行った不存在による非公開決定は、これを取り消し、「平成 22
年度大阪市立大学商学部入試の数学の解答例」を対象公文書として特定した上で、改め
て公開決定等すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 22 年 6 月 2 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第
3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「平成 22 年度大
阪市立大学商学部入試における合否判定に係る学部入試判定についての内規の文書化
における一切の会議録及び口頭による確認時における一切の会議録（以下「本件請求
部分 1」という。）・平成 22 年度大阪市立大学商学部入試の数学の問題（以下「本件
請求部分 2」という。）及び模範解答（以下「本件請求部分 3」という。）」の公開
請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 不存在による非公開決定

実施機関は、本件請求部分 3 に対し、「平成 22 年度大阪市立大学商学部入試の数
学の模範解答（以下「本本文書」という。）」を保有していない理由を次のとおり付
して、条例第 10 条第 2 項に基づき、不存在による非公開決定（以下「本件決定」とい
う。）を行った。

なお、あわせて本件請求部分 1 に対し部分公開決定、本件請求部分 2 に対し公開決
定を行っている。

記

「当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 22 年 6 月 23 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定を取り消し、全部公開を求める。
- 2 もし、本文書を保有（作成）していないというのなら、公正・中立であるべき入試の採点が基準となる模範解答によるものではなく、採点者の先入観の入った恣意的なものとならざるを得なくなり、入試の信頼性、中立性が損なわれるため。また模範解答に替わるものが作成されているというのなら、その基準となるものの公開を求めざるを得ない。
- 3 本来、標準的な（模範的な）解答を大学側が作成、公表することで、出題者の意図するところを受験者に伝え、誤った認識を抱かせることを防ぐことができる。模範的な解答が作成されていないというのであれば、文部科学省の「平成 22 年度大学入学者選抜実施要項について（通知）」にある「標準的な解答例や出題の意図等を明らかにするように配慮すること」に則していないと言わざるを得ない。
- 4 本件異議申立ての結果、初めて出題者の想定した解答例の存在が判明したが、本件請求に対し不存在であるとして対応したことは大学側との信義則においても甚だ疑問である。
- 5 大学側は当該解答例をメモで公文書に該当しないとしながら、仮に該当する可能性があるとしても非公開情報と判断すると述べるなど論点が変化しており、不信感を禁じ得ない。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本学における数学の入学試験は、数学的な思考力・計算力等の数学の総合的な力を問うことを目的とし記述式としている。受験生は各設問に対して、最終的な答えとその答えに至るまでの自身の考えを示した答案を作成する必要があり、結果、大学側が求める解答パターンは多岐にわたることとなる。したがって、特定の解答を模範解答として作成し公開した場合、受験生や予備校等が情報を収集し解答がパターン化されることになり、大学が記述式により受験生に求めている能力に関する的確な事実の把握が困難になるおそれがある。このため、模範解答は作成・公表していない。
- 2 なお、採点は複数の採点委員の合議によって行っており、その際に部分点等の必要

性から出題者が想定した解答例は、個人のメモとして存在しているが、これは採点者間の打ち合わせのためのたたき台として、採点基準の合議という意思形成過程において出題者が作成したメモにすぎず、実際の採点基準については、解答例ではなく、合議後に確定した各採点者の共通認識であり、この出題者作成の解答例は公文書には当たらないと判断する。

- 3 また、解答例は解答の一例にすぎず、模範解答はいろいろな解答パターンがあるなかで出題者が最も評価したいとする解答を意味し、似て非なるものである。

さらに、仮に解答例が公文書に該当する可能性があっても、大学が公開することで、前述の模範解答と同様の結果を招くおそれがあり、今後の入学試験における採点や評価の仕方、ひいては問題の作成方法にも影響を与えるため、条例第7条第5号アの「試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」に該当し非公開情報と判断する。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書について、不存在を理由に本件決定を行ったことに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、全部公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立ての争点は、本件文書が存在しないとして行われた本件決定の妥当性である。

3 本件決定の妥当性について

(1) 異議申立人は、実施機関の平成22年度商学部の入試（数学）に係り、入試の信頼性、中立性から考えて、採点の基準となるべき模範解答が存在しないはずがないと主張しているのに対し、実施機関は、模範解答を作成、公表すると、受験生の能力に関する的確な事実の把握が困難になるおそれがあるから、そもそも作成していないと主張している。

(2) また、実施機関は、前記のとおり模範解答は作成していないものの、解答例は個人のメモとして存在するとしている。それに対し、異議申立人は、模範解答に替わるものが作成されているのであれば、その基準となるものの公開を求める旨主張している。

当該解答例については、採点者間の打ち合わせのためのたたき台として用いており、出題者が作成したメモにすぎないから公文書に該当しないと実施機関は説明し

ているが、当該解答例の取扱いを詳細に確認したところ、問題点検時や決裁時にも必要な場合があるため、出題者が問題作成時に同時に作成し、あくまでも出題者の想定している答え（道筋）として、1 題につき 1 例しか存在しないとの説明があった。

こうした解答例の作成・利用の実態に照らせば、実施機関の職員が入試の採点という職務において作成し、打ち合わせのためのたたき台という範疇を超えて、採点の基準となる考え方や部分点等についての共通認識を持ち統一性や整合性の確保を図るため、複数の採点委員の合議という目的にとどまらず組織的に用い保有している文書であることは明らかであるので、単なる個人のメモとは認められず、公文書に該当すると認められる。

- (3) ここで、本件請求部分 3 は、その文言からは「模範解答」を求めるものと解されるが、異議申立人は、事後的にはあるが、模範解答に替わるものをも含んで求めている旨を明確にしている。

実施機関は、模範解答と解答例を異なるものと理解しているが、前述の解答例の取扱い及び情報公開制度の趣旨に照らしても、本件異議申立てに関していえば、実施機関は、本件請求部分 3 が模範解答に限定する趣旨ではなく、模範解答に替わるものも含む趣旨であると広く解して対応するのが望ましいと判断する。

したがって、本件請求部分 3 に対し、模範解答が存在しないため非公開とした本件決定を取り消し、新たに「平成 22 年度大阪市立大学商学部入試の数学の解答例」を対象公文書として特定した上で、改めて公開決定等すべきである。

（答申に関与した委員の氏名）

委員 小野一郎、委員 赤津加奈美、委員 須藤陽子、委員 上田健介

（参考）答申に至る経過

平成 22 年度諮問受理第 13 号

年 月 日	経 過
平成 22 年 8 月 11 日	諮問
平成 22 年 8 月 30 日	異議申立人から意見書の提出
平成 22 年 9 月 10 日	異議申立人意見陳述
平成 22 年 10 月 4 日	実施機関理由説明
平成 22 年 11 月 22 日	審議（論点整理）
平成 22 年 12 月 10 日	審議（答申案）
平成 22 年 12 月 17 日	答申